

厚生労働省
 東京労働局発表
 令和7年12月19日(金)

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 湯地 幹彦
	課長 補佐 中村 美智子
	地方障害者雇用担当官 井上 純子
	地方障害者雇用担当官 及川 智
	地方障害者雇用担当官 清水 智広
	電話 03-3512-1664(ダイヤルイン)

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

東京労働局（局長 増田 嗣郎）では、今般、東京都内で障害者の雇用義務のある民間企業や公的機関などにおける、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）に相当する数以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

集計結果のポイント

《民間企業》[法定雇用率2.5%]

- ・雇用障害者数は263,341.0人、対前年比4.5%〔11,440.0人〕増加
- ・実雇用率2.30%、対前年比0.01ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は31.1%、対前年比0.6ポイント上昇

《公的機関》[同2.8%、東京都教育委員会は2.7%] ※()は前年の値

- ・東京都の機関：雇用障害者数1,200.0人(1,177.0人)、実雇用率3.23%(3.32%)
- ・区市町村の機関：雇用障害者数3,130.5人(2,994.5人)、実雇用率2.52%(2.61%)
- ・東京都教育委員会：雇用障害者数993.0人(985.5人)、実雇用率1.67%(1.95%)

《独立行政法人等》[同2.8%] ※()は前年の値

- ・雇用障害者数5,516.0人(5,376.5人)、実雇用率2.64%(2.84%)

令和 7 年 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率…総括表1 [P8]、詳細表1(1)①, ② [P10]

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5％）に雇用されている障害者の数は263,341.0人で、前年より11,440.0人増加（対前年比4.5％増）し、過去最高となった。
- ・ 雇用障害者数を障害種別にみると、身体障害者が144,477.0人（対前年比1.4％増）、知的障害者は52,378.5人（同3.3％増）、精神障害者は66,485.5人（同13.4％増）であった。
- ・ 実雇用率は2.30％（前年は2.29％）で過去最高となり、法定雇用率達成企業の割合は31.1％（同30.5％）で対前年比0.6ポイント上昇となった。

○企業規模別の状況…詳細表1(2)①, ② [P11]

- ・ 雇用障害者数を企業規模別にみると、1,000人以上規模企業で197,849.0人（対前年比5.0％増）、500～1,000人未満規模企業で23,794.5人（同2.0％増）、300～500人未満規模企業で13,971.0人（同3.6％増）、100～300人未満規模企業で20,479.5人（同3.4％増）、40～100人未満規模企業では、7,247.0人（同5.2％増）であった。
- ・ 実雇用率を企業規模別にみると、1,000人以上規模企業で2.63％（前年は2.60％）、500～1,000人未満規模企業で2.24％（同2.25％）、300～500人未満規模企業で1.94％（同1.93％）、100～300人未満規模企業で1.53％（同1.53％）、40～100人未満規模企業では、0.94％（同0.92％）であった。
- ・ 1,000人以上規模企業が企業数全体に占める構成比は6.5％だが、雇用障害者数では全体の75.1％、新規雇用障害者数では全体の69.4％を占めている。

○産業別の状況…詳細表1(3)①, ② [P12, 13]

- ・ 産業別では、全産業で実雇用率の高い産業は、「複合サービス業」2.62％、「鉱業、採石業、砂利採取業」2.57％、「電気・ガス・熱供給・水道業」2.48％、「金融、保険業」2.47％、「製造業」2.44％の順となっている。
- ・ 主要9産業でみると実雇用率の高い産業は、「製造業」2.44％、「サービス業」2.40％、「運輸業、郵便業」2.33％の順となっている。

※主要9産業とは、「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」及び「サービス業」である。

- ・ 雇用障害者の産業別・障害種別の雇用状況をみると、身体障害者は、「製造業」（31,011.5人）で最も多く雇用されており、次いで「サービス業」（26,695.5人）となっている。知的障害者は、「製造業」（11,836.0人）が最も多く、次いで「サービス業」（10,213.0人）となっている。精神障害者は、「サービス業」（16,598.5人）で最も多く雇用されており、次いで「情報通信業」（9,030.5人）となっている。

○法定雇用率未達成企業の状況…詳細表1(5) [P15]

- ・ 法定雇用率未達成企業数は17,585社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が9,419社となっている。構成比は53.6%（前年は53.5%）と全体の過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（雇用ゼロ企業）が未達成企業に占める割合は55.4%（前年は56.3%）となっている。

2 地方公共団体における在職状況…総括表2(1), (2), (3) [P8, 9]、詳細表3, 4 [P19～23]

(1) 東京都の機関

東京都の機関（法定雇用率2.8%）に在職している障害者の数は1,200.0人（前年は1,177.0人）、実雇用率は3.23%（前年は3.32%）であった。
東京都の機関は9機関全てで法定雇用率達成。

(2) 区市町村の機関

区市町村の機関（法定雇用率2.8%）に在職している障害者の数は3,130.5人（前年は2,994.5人）、実雇用率は2.52%（前年は2.61%）であった。
区市町村の機関は73機関中28機関が法定雇用率達成。

(3) 東京都教育委員会

東京都教育委員会（法定雇用率2.7%）に在職している障害者の数は993.0人（前年は985.5人）、実雇用率は1.67%（前年は1.95%）であった。

3 独立行政法人等における雇用状況…総括表3 [P9]、詳細表5 [P24]

独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は5,516.0人（前年は5,376.5人）、実雇用率は2.64%（前年は2.84%）であった。
独立行政法人等74機関中49機関が法定雇用率達成。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

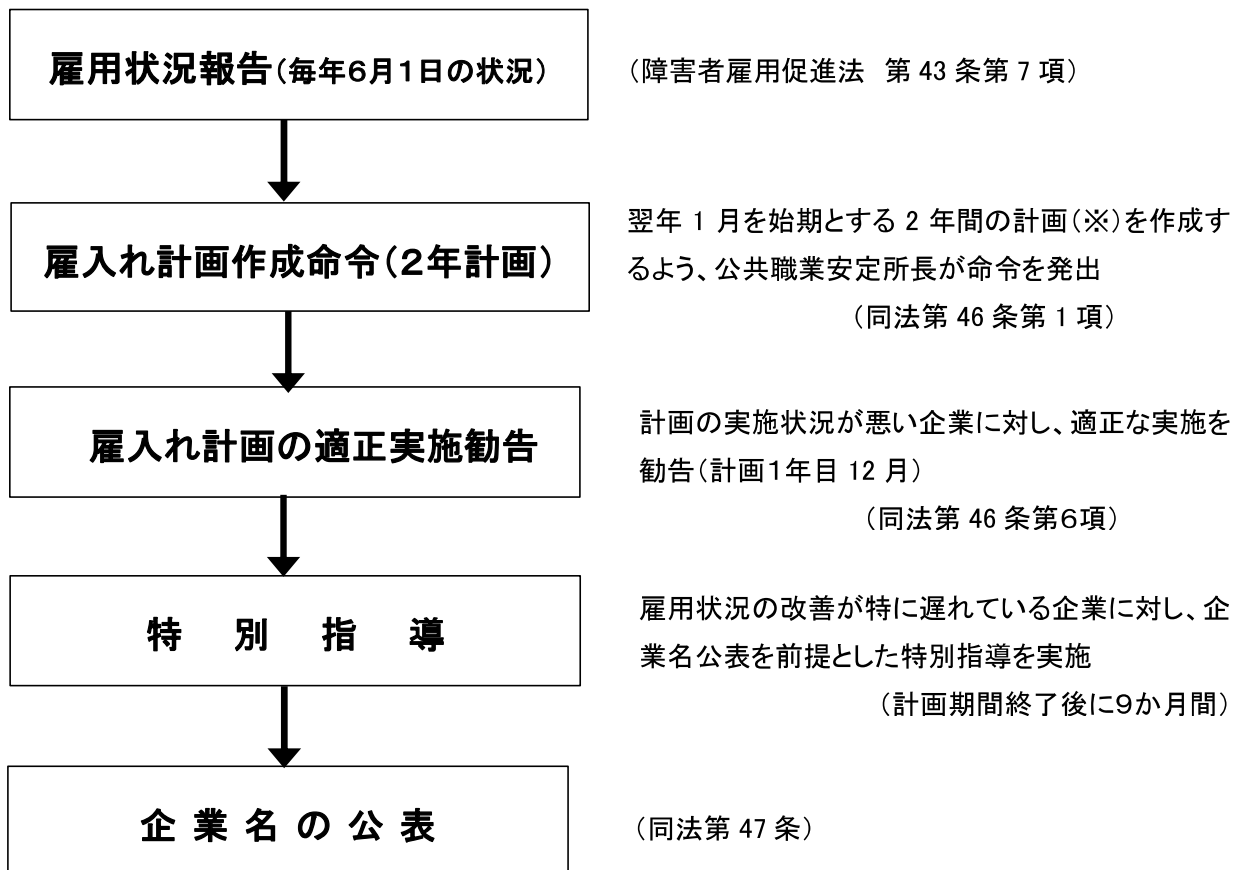
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ①「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」
→【実雇用率が前年の全国平均値未満、かつ不足数5人以上の場合】
- ②「不足数が多い企業」
→【実雇用率に関係なく、不足数10人以上の場合】
- ③「中小規模企業で障害者を一人も雇用していない企業」
→【雇用義務3又は4人の企業(労働者数120人以上～200人未満規模企業)であって障害者雇用者数0人(実雇用率が0%)の場合】

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況（目次）

〈総括表〉

1 民間企業における雇用状況	8
2 地方公共団体における在職状況	
(1) 都の機関	8
(2) 区市町村等の機関	8
(3) 東京都教育委員会	9
3 独立行政法人等における雇用状況	9

〈詳細表〉

1 民間企業における雇用状況	
(1) 概況	
①概況	10
②障害種別雇用状況	10
(2) 企業規模別の雇用状況	
①概況	11
②障害種別雇用状況	11
(3) 産業別の雇用状況	
①概況	12
②障害種別雇用状況	13
(4) 民間企業における雇用状況の推移	14
(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	15
(6) 身体障害者の部位別雇用状況	16
2 民間企業における実雇用率等の推移（グラフ）	
(1) 企業規模別実雇用率	17
(2) 産業別実雇用率	17
(3) 特例子会社の年度別設立件数	18

3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率 2.8%が適用される地方公共団体

①概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

②障害種別在職状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

(2) 法定雇用率 2.7%が適用される教育委員会・・・・・・ 20

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 東京都の機関の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(2) 区市町村の機関の状況・・・・・・・・・・・・・・ 21～23

5 独立行政法人等における障害者の雇用状況

(1) 概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

(2) 地方独立行政法人等の各機関の状況・・・・・・ 24

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
民間企業	11,425,413.0	263,341.0 [215,032]	2.30	0.01	31.1
	(11,021,388.5)	(251,901.0)	(2.29)	(0.08)	(30.5)

※ [] 内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 都の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
都の機関	37,181.0	1,200.0 [941]	3.23	▲ 0.09	100.0
	(35,429.0)	(1,177.0)	(3.32)	(0.03)	(100.0)

(2) 区市町村の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
区の機関	86,415.0	2,161.0 [1,790]	2.50	▲ 0.13	22.2
	(78,829.0)	(2,071.5)	(2.63)	(0.02)	(33.3)
市町村の機関	37,814.5	969.5 [791]	2.56	▲ 0.02	47.8
	(35,717.5)	(923.0)	(2.58)	(0.13)	(56.5)
区市町村の機関	124,229.5	3,130.5 [2,581]	2.52	▲ 0.09	38.4
	(114,546.5)	(2,994.5)	(2.61)	(0.05)	(47.9)

※ 区市町村の機関のうち未達成であった45機関のうち4機関は、公表時点で達成済み

(3) 東京都教育委員会(法定雇用率2.7%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)
東京都教育委員会	59,409.0	993.0 [780]	1.67	▲ 0.28
	(50,548.0)	(985.5)	(1.95)	(0.00)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
独立行政法人等	193,896.5	5,212.0 [4,400]	2.69	▲ 0.20	68.1
	(176,340.0)	(5,100.0)	(2.89)	(0.05)	(78.6)
地方独立行政法人等	14,827.5	304.0 [284]	2.05	▲ 0.07	40.0
	(13,020.5)	(276.5)	(2.12)	(0.08)	(60.0)
合 計	208,724.0	5,516.0 [4,684]	2.64	▲ 0.20	66.2
	(189,360.5)	(5,376.5)	(2.84)	(0.06)	(77.3)

※独立行政法人等のうち未達成であった22機関のうちの10機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった3機関のうちの2機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

注1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

〈詳細表〉(令和7年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

区分	①企業数	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数(人)						④実雇用率 F÷②×100	⑤法定雇用率達成企業の数	⑥法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、 重度知的障害者及び精神障害者である 短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、 知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者、 知的障害者である短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、 重度知的障害者及び精神障害者である 特定短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C +(D+E)×0.5 (注2)				G. うち新規雇用分 (注4)
民間企業 [2.5%]	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%	
	25,507	11,425,413.0	54,734	13,333	134,115	7,637	5,213	263,341.0	27,617.5	7,922	31.1	
	(24,995)	(11,021,388.5)	(53,929)	(12,459)	(125,903)	(7,457)	(3,905)	(251,901.0)	(26,340.0)	7,626	(30.5)	

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種に占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びB欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

② 障害種別雇用状況

区分	②身体障害者の数(人)				③知的障害者の数(人)				④精神障害者の数(人)			
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. うち新規雇用分(注5)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. うち新規雇用分(注5)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)
	①障害者の数(人)(注1)	②a欄の「うち新規雇用分」(注5)	③a欄の「うち新規雇用分」(注5)	④a欄の「うち新規雇用分」(注5)	⑤a欄の「うち新規雇用分」(注5)	⑥a欄の「うち新規雇用分」(注5)	⑦a欄の「うち新規雇用分」(注5)	⑧a欄の「うち新規雇用分」(注5)	⑨a欄の「うち新規雇用分」(注5)	⑩a欄の「うち新規雇用分」(注5)	⑪a欄の「うち新規雇用分」(注5)	⑫a欄の「うち新規雇用分」(注5)
民間企業〔2.5%〕	45,278	3,686	47,360	3,936	1,814	144,477.0	9,456	844	30,666	3,701	212	52,378.5
	(44,606)	(3,524)	(47,114)	(3,972)	(1,413)	(142,542.5)	(9,323)	(825)	(29,386)	(49,403)	(8,110)	(50,706.5)
	263,341.0	26,686	263,341.0	26,686	12,686	263,341.0	26,686	2,701	26,686	2,701	212	263,341.0
	(251,901.0)	(25,507)	(251,901.0)	(25,507)	(12,459)	(251,901.0)	(25,507)	(2,457)	(25,507)	(25,507)	(212)	(251,901.0)
	66,485.5	6,485.5	66,485.5	6,485.5	3,187	66,485.5	6,485.5	648.55	6,485.5	648.55	64.855	66,485.5
	(65,852.0)	(64,852.0)	(65,852.0)	(64,852.0)	(3,110)	(65,852.0)	(64,852.0)	(648.55)	(64,852.0)	(64,852.0)	(64.855)	(65,852.0)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③a欄の重度障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、②③b欄及び③d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2)企業規模別の雇用状況

①概況

区分	①企業数 (社)		②法定雇用 率算定の基礎 となる労働者 数(人)		③障害者の数(人)							④ 実雇用率 $F \div \frac{F+E}{2} \times 100(\%)$		⑤法定雇用 率達成企業 の数		⑥法定雇用 率達成企業 の割合(%)	
	企業	人	A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者 (注3)	B.重度身体障 害者、重度知 識障害者及び 精神障害者 である労働者 (注3)	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者 及び精神障 害者である 労働者(注3)	D.重度以外の 身体障害者、 知的障害者 及び精神障 害者である 労働者(注3)	E.重度身体障 害者、重度知 識障害者及び 精神障害者 である労働者 (注3)	F.計 $A \times 2 + B + C$ $+ (D + E) \times 0.5$ (注2)	G.うち新規 雇用分 (注4)	人	%	企業	%				
規模計	25,507 (24,995)	11,425,413.0 (11,021,388.5)	54,734 (53,929)	13,333 (12,459)	134,115 (125,903)	7,637 (7,457)	5,213 (3,905)	263,341.0 (251,901.0)	27,617.5 (26,340.0)	人	2.30 (2.29)	7,922 (7,626)	31.1 (30.5)				
40～ 100人未満	12,200 (11,878)	772,720.0 (749,870.5)	1,439 (1,329)	647 (755)	3,449 (3,215)	356 (391)	190 (132)	7,247.0 (6,889.5)	921.0 (895.0)	人	0.94 (0.92)	3,218 (3,030)	26.4 (25.5)				
100～ 300人未満	8,151 (8,022)	1,338,165.5 (1,295,067.0)	3,977 (4,041)	1,597 (1,463)	10,275 (9,646)	824 (826)	483 (394)	20,479.5 (19,801.0)	2,822.0 (2,622.5)	人	1.53 (1.53)	2,593 (2,576)	31.8 (32.1)				
300～ 500人未満	1,924 (1,901)	718,883.5 (699,495.0)	2,908 (2,865)	877 (848)	6,866 (6,549)	445 (449)	379 (259)	13,971.0 (13,481.0)	1,771.5 (1,635.0)	人	1.94 (1.93)	573 (571)	29.8 (30.0)				
500～ 1,000人未満	1,570 (1,555)	1,061,819.5 (1,037,723.0)	4,923 (5,019)	1,422 (1,377)	11,967 (11,398)	640 (592)	479 (405)	23,794.5 (23,311.5)	2,944.5 (2,822.5)	人	2.24 (2.25)	597 (581)	38.0 (37.4)				
1,000人以上	1,662 (1,639)	7,533,824.5 (7,239,233.0)	41,487 (40,675)	8,790 (8,016)	101,558 (95,095)	5,372 (5,199)	3,682 (2,715)	197,849.0 (188,418.0)	19,158.5 (18,365.0)	人	2.63 (2.60)	941 (868)	56.6 (53.0)				

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	①障害者の 数(人) (注1)		②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)							
	a. 重度身体 障害者 (注4)	b. 重度身体 障害者であ る短時間労働者 (注4)	c. 重度身体 障害者であ る短時間労働者 (注4)	d. 重度以外 の身体障害 者 (注4)	e. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+ d+(e)× 0.5 (注2) (注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	a. 重度知的 障害者 (注4)	b. 重度知的 障害者であ る短時間労働者 (注4)	c. 重度知的 障害者であ る短時間労働者 (注4)	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者 (注4)	e. 重度知的 障害者であ る特定短時 間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+ d+(e)× 0.5 (注2) (注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	c. 精神障害 者 (注4)	d. 精神障害 者である短 時間労働者 (注4)	e. 精神障害 者である特 定短時間労働者 (注4)	f. 計 a+d+e× 0.5 (注2) (注3)	g. うち新規雇 用分 (注5)	
規模計	263,341.0 (251,901.0)	45,278 (44,606)	3,686 (3,524)	47,360 (47,114)	3,936 (3,972)	1,814 (1,413)	144,477.0 (142,542.5)	10,333.5 (10,412.5)	9,456 (9,323)	844 (825)	30,666 (29,386)	3,701 (3,485)	212 (214)	52,378.5 (50,706.5)	4,698.0 (4,434.0)	56,089 (49,403)	8,803 (8,110)	3,187 (2,278)	66,465.5 (58,652.0)	12,586.0 (11,493.5)
40～ 100人未満	7,247.0 (6,889.5)	1,331 (1,228)	186 (178)	1,772 (1,714)	215 (212)	74 (58)	4,764.5 (4,483.0)		108 (101)	36 (36)	423 (410)	141 (179)	8 (7)	749.5 (741.0)		1,254 (1,091)	425 (541)	108 (67)	1,733.0 (1,665.5)	
100～ 300人未満	20,479.5 (19,801.0)	3,606 (3,640)	477 (462)	4,322 (4,226)	519 (518)	197 (147)	12,369.0 (12,300.5)		371 (401)	97 (101)	1,622 (1,565)	305 (308)	22 (31)	2,624.5 (2,637.5)		4,331 (3,855)	1,023 (900)	264 (216)	5,466.0 (4,863.0)	
300～ 500人未満	13,971.0 (13,481.0)	2,491 (2,440)	264 (258)	2,630 (2,600)	243 (257)	139 (95)	8,067.0 (7,914.0)		417 (425)	54 (58)	1,207 (1,214)	202 (192)	25 (15)	2,208.5 (2,225.5)		3,029 (2,735)	559 (532)	215 (149)	3,695.5 (3,341.5)	
500～ 1,000人未満	23,794.5 (23,311.5)	4,187 (4,278)	356 (373)	4,160 (4,296)	355 (337)	158 (133)	13,146.5 (13,460.0)		736 (741)	103 (103)	2,255 (2,193)	285 (255)	17 (30)	3,981.0 (3,920.5)		5,552 (4,909)	963 (901)	304 (242)	6,667.0 (5,931.0)	
1,000人以上	197,849.0 (188,418.0)	33,663 (33,020)	2,403 (2,253)	34,476 (34,278)	2,604 (2,648)	1,246 (980)	106,130.0 (104,385.0)		7,824 (7,655)	554 (527)	25,159 (24,004)	2,768 (2,551)	140 (131)	42,815.0 (41,182.0)		41,923 (36,813)	5,833 (5,236)	2,296 (1,604)	48,904.0 (42,851.0)	

注 1(1)②の表と同じ

(3)産業別の雇用状況

①概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人) (注1)	③障害者の数(人)							④実雇用率 F÷②×100 (%)	⑤実雇用率 対前年比増減 (P)
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E) ×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)		
産業計	25,507 (24,995)	11,425,413.0 (11,021,388.5)	54,734 (53,929)	13,333 (12,459)	134,115 (125,903)	7,637 (7,457)	5,213 (3,905)	263,341.0 (251,901.0)	27,617.5 (26,340.0)	2.30 (2.29)	0.01 (0.08)
農・林・漁業	18 (14)	3,054.0 (2,737.5)	11 (10)	0 (0)	30 (26)	0 (0)	0 (0)	52.0 (46.0)	0.0 (1.0)	1.70 (1.68)	0.02 (▲ 0.36)
鉱業、採石業、砂利採取業	14 (9)	5,394.5 (4,714.5)	30 (24)	4 (4)	73 (69)	3 (3)	0 (0)	138.5 (122.5)	12.0 (8.0)	2.57 (2.60)	▲ 0.03 (0.08)
建設業	1,206 (1,113)	398,424.0 (358,147.5)	2,150 (2,035)	245 (245)	3,884 (3,524)	107 (94)	48 (42)	8,506.5 (7,907.0)	820.5 (686.5)	2.14 (2.21)	▲ 0.07 (0.06)
製造業	3,217 (3,305)	2,100,545.5 (2,116,660.5)	12,630 (12,840)	765 (739)	24,938 (24,033)	414 (372)	168 (136)	51,254.0 (50,706.0)	3,651.5 (3,477.0)	2.44 (2.40)	0.04 (0.09)
食料品・たばこ	331 (349)	228,873.5 (221,438.5)	1,084 (1,095)	139 (144)	3,256 (3,215)	136 (119)	74 (63)	5,668.0 (5,640.0)	387.5 (355.0)	2.48 (2.55)	▲ 0.07 (0.14)
繊維工業	47 (46)	16,312.5 (16,302.0)	87 (81)	5 (9)	200 (184)	6 (4)	0 (0)	382.0 (357.0)	39.5 (33.5)	2.34 (2.19)	0.15 (0.04)
木材・家具	28 (28)	5,364.0 (6,924.0)	28 (36)	0 (1)	47 (77)	3 (1)	0 (0)	104.5 (150.5)	4.5 (25.0)	1.95 (2.17)	▲ 0.22 (▲ 0.04)
パルプ・紙・印刷	435 (419)	133,978.5 (133,379.5)	702 (706)	47 (58)	1,621 (1,517)	23 (30)	14 (9)	3,090.5 (3,006.5)	223.5 (203.5)	2.31 (2.25)	0.06 (0.06)
化学工業	493 (501)	379,933.0 (388,793.5)	2,337 (2,393)	169 (124)	4,491 (4,413)	47 (48)	18 (14)	9,366.5 (9,354.0)	568.0 (689.5)	2.47 (2.41)	0.06 (0.10)
窯業・土石	74 (78)	38,975.5 (38,803.0)	213 (220)	13 (13)	435 (390)	8 (8)	1 (3)	878.5 (848.5)	97.5 (53.0)	2.25 (2.19)	0.06 (0.07)
鉄鋼	55 (60)	68,072.5 (68,739.5)	402 (437)	14 (11)	847 (831)	13 (9)	4 (1)	1,673.5 (1,721.0)	189.5 (90.0)	2.46 (2.50)	▲ 0.04 (0.12)
非鉄金属	72 (81)	53,776.5 (51,614.5)	329 (316)	28 (26)	664 (604)	10 (9)	4 (1)	1,357.0 (1,267.0)	122.5 (145.0)	2.52 (2.45)	0.07 (0.18)
金属製品	259 (273)	84,783.5 (84,033.5)	459 (471)	35 (32)	929 (874)	18 (14)	5 (2)	1,893.5 (1,856.0)	125.5 (112.0)	2.23 (2.21)	0.02 (▲ 0.04)
電気機械	387 (384)	427,884.5 (459,430.5)	2,958 (3,254)	111 (112)	4,766 (4,856)	51 (38)	14 (12)	10,825.5 (11,501.0)	643.5 (609.5)	2.53 (2.50)	0.03 (0.08)
その他機械	498 (520)	450,749.5 (432,769.5)	2,879 (2,677)	99 (105)	5,285 (4,781)	52 (47)	15 (12)	11,175.5 (10,269.5)	880.0 (838.0)	2.48 (2.37)	0.11 (0.09)
その他	538 (566)	211,842.0 (214,432.5)	1,152 (1,154)	105 (104)	2,397 (2,291)	47 (45)	19 (19)	4,839.0 (4,735.0)	370.0 (323.0)	2.28 (2.21)	0.07 (0.07)
電気・ガス・熱供給・水道業	59 (64)	70,896.5 (71,399.5)	447 (438)	29 (35)	827 (796)	11 (5)	6 (6)	1,758.5 (1,712.5)	69.0 (116.0)	2.48 (2.40)	0.08 (0.04)
情報通信業	4,402 (4,348)	1,344,598.0 (1,327,899.5)	6,273 (6,248)	773 (721)	14,667 (13,268)	176 (189)	173 (142)	28,160.5 (26,650.5)	3,329.5 (3,473.5)	2.09 (2.01)	0.08 (0.09)
運輸業、郵便業	1,414 (1,353)	627,320.5 (554,884.0)	3,016 (2,961)	550 (493)	7,706 (7,061)	417 (429)	227 (190)	14,610.0 (13,785.5)	1,241.0 (993.0)	2.33 (2.48)	▲ 0.15 (0.07)
卸売業、小売業	4,397 (4,317)	1,477,660.0 (1,462,601.5)	6,016 (5,881)	2,419 (2,322)	17,095 (16,663)	1,383 (1,340)	1,247 (993)	32,861.0 (31,913.5)	3,530.5 (3,060.5)	2.22 (2.18)	0.04 (0.05)
金融業、保険業	610 (614)	620,717.5 (626,415.5)	3,550 (3,645)	226 (208)	7,954 (7,615)	106 (94)	41 (27)	15,353.5 (15,173.5)	1,445.0 (1,459.5)	2.47 (2.42)	0.05 (0.06)
不動産業、物品賃貸業	807 (797)	288,792.5 (269,052.0)	1,255 (1,161)	322 (289)	3,252 (2,927)	177 (149)	142 (99)	6,243.5 (5,662.0)	778.0 (805.0)	2.16 (2.10)	0.06 (0.10)
学術研究、専門・技術サービス業	2,014 (1,868)	944,767.0 (866,999.5)	4,111 (3,923)	1,065 (978)	12,083 (10,838)	628 (613)	444 (297)	21,906.0 (20,117.0)	2,539.5 (2,265.0)	2.32 (2.32)	0.00 (0.06)
宿泊業、飲食サービス業	782 (759)	353,791.0 (339,568.5)	1,219 (1,252)	1,014 (897)	3,759 (3,653)	945 (939)	615 (412)	7,991.0 (7,729.5)	1,003.0 (999.0)	2.26 (2.28)	▲ 0.02 (0.11)
生活関連サービス業、娯楽業	655 (624)	167,768.0 (167,185.0)	626 (609)	371 (340)	1,777 (1,759)	223 (220)	174 (121)	3,598.5 (3,487.5)	485.5 (367.0)	2.14 (2.09)	0.05 (0.07)
教育・学習支援業	571 (558)	198,776.5 (188,183.5)	809 (810)	307 (303)	1,724 (1,711)	93 (90)	64 (46)	3,727.5 (3,702.0)	457.5 (515.5)	1.88 (1.97)	▲ 0.09 (0.13)
医療、福祉	1,758 (1,699)	569,307.0 (507,974.5)	2,198 (2,131)	1,725 (1,720)	6,151 (5,754)	933 (941)	531 (401)	13,004.0 (12,407.0)	1,900.5 (1,676.5)	2.28 (2.44)	▲ 0.16 (0.08)
複合サービス業	66 (62)	25,544.5 (22,969.0)	104 (100)	137 (83)	293 (259)	53 (28)	9 (4)	669.0 (558.0)	46.0 (43.0)	2.62 (2.43)	0.19 (0.16)
サービス業	3,517 (3,491)	2,228,056.0 (2,123,800.0)	10,289 (9,861)	3,381 (3,082)	27,902 (25,947)	1,968 (1,951)	1,324 (989)	53,507.0 (50,221.0)	6,308.5 (6,394.0)	2.40 (2.36)	0.04 (0.09)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	①障害者の数(人) (注1)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)			
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)
産業計	263,341.0 (251,901)	45,278 (44,606)	3,686 (3,524)	47,360 (47,114)	3,936 (3,972)	1,814 (1,413)	144,477.0 (142,543)	9,456 (9,323)	844 (825)	30,666 (29,386)	3,701 (3,485)	212 (214)	52,378.5 (50,707)	56,089 (49,403)	8,803 (8,110)	3,187 (2,278)	66,485.5 (58,652)
農・林・漁業	52.0 (46.0)	11 (10)	0 (0)	17 (15)	0 (0)	0 (0)	39.0 (35.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	11 (9)	0 (0)	0 (0)	11.0 (9.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	138.5 (122.5)	29 (23)	2 (2)	54 (53)	3 (3)	0 (0)	115.5 (102.5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	19 (16)	2 (2)	0 (0)	21.0 (18.0)
建設業	8,506.5 (7,907.0)	2,018 (1,920)	73 (72)	1,901 (1,862)	87 (76)	17 (19)	6,062.0 (5,821.5)	132 (115)	6 (8)	369 (317)	20 (18)	1 (1)	649.5 (564.5)	1,614 (1,345)	166 (165)	30 (22)	1,795.0 (1,521.0)
製造業	51,254.0 (50,706.0)	10,274 (10,476)	270 (274)	10,058 (10,298)	209 (213)	62 (55)	31,011.5 (31,658.0)	2,356 (2,364)	59 (76)	6,958 (6,786)	205 (159)	9 (5)	11,836.0 (11,672.0)	7,922 (6,949)	436 (389)	97 (76)	8,406.5 (7,376.0)
食品・たばこ	5,668.0 (5,640.0)	819 (802)	35 (43)	1,105 (1,106)	42 (48)	27 (24)	2,812.5 (2,789.0)	265 (293)	20 (30)	1,429 (1,436)	94 (71)	2 (2)	2,027.0 (2,088.5)	722 (673)	84 (71)	45 (37)	828.5 (762.5)
繊維工業	382.0 (357.0)	78 (71)	2 (3)	85 (88)	4 (4)	0 (0)	245.0 (235.0)	9 (10)	0 (0)	38 (36)	2 (0)	0 (0)	57.0 (56.0)	77 (60)	3 (6)	0 (0)	80.0 (66.0)
木材・家具	104.5 (150.5)	25 (33)	0 (0)	17 (18)	2 (1)	0 (0)	68.0 (84.5)	3 (3)	0 (1)	14 (15)	1 (0)	0 (0)	20.5 (22.0)	16 (44)	0 (0)	0 (0)	16.0 (44.0)
パルプ・紙・印刷	3,090.5 (3,006.5)	620 (627)	14 (15)	665 (685)	10 (13)	6 (4)	1,927.0 (1,962.5)	82 (79)	1 (3)	321 (317)	13 (17)	0 (0)	492.5 (486.5)	635 (515)	32 (40)	8 (5)	671.0 (557.5)
化学工業	9,366.5 (9,354.0)	1,905 (1,943)	65 (47)	1,954 (2,037)	32 (35)	3 (6)	5,846.5 (5,990.5)	432 (450)	10 (9)	1,035 (1,028)	15 (13)	3 (1)	1,918.0 (1,944.0)	1,502 (1,348)	94 (68)	12 (7)	1,602.0 (1,419.5)
窯業・土石	878.5 (848.5)	155 (163)	5 (5)	170 (163)	3 (3)	0 (1)	486.5 (496.0)	58 (57)	0 (1)	149 (141)	5 (5)	0 (0)	267.5 (258.5)	116 (86)	8 (7)	1 (2)	124.5 (94.0)
鉄鋼	1,673.5 (1,721.0)	309 (338)	10 (10)	353 (383)	13 (7)	3 (1)	989.0 (1,073.0)	93 (99)	0 (0)	200 (204)	0 (2)	1 (0)	386.5 (403.0)	294 (244)	4 (1)	0 (0)	298.0 (245.0)
非鉄金属	1,357.0 (1,267.0)	215 (207)	12 (8)	243 (241)	6 (8)	3 (1)	689.5 (667.5)	114 (109)	1 (2)	210 (176)	4 (1)	0 (0)	441.0 (396.5)	211 (187)	15 (16)	1 (0)	226.5 (203.0)
金属製品	1,893.5 (1,856.0)	393 (390)	7 (11)	357 (349)	9 (10)	1 (0)	1,155.0 (1,145.0)	66 (81)	1 (3)	246 (233)	9 (4)	0 (0)	383.5 (400.0)	326 (292)	27 (18)	4 (2)	355.0 (311.0)
電気機械	10,825.5 (11,501.0)	2,412 (2,721)	51 (52)	1,933 (2,215)	31 (24)	5 (5)	6,826.0 (7,723.5)	546 (533)	7 (9)	2,299 (1,245)	20 (14)	1 (1)	2,408.5 (2,327.5)	1,534 (1,396)	53 (51)	8 (6)	1,591.0 (1,450.0)
その他機械	11,175.5 (10,269.5)	2,445 (2,262)	46 (54)	2,242 (2,061)	33 (35)	7 (5)	7,198.0 (6,659.0)	434 (415)	8 (7)	1,361 (1,313)	19 (12)	1 (1)	2,247.0 (2,156.5)	1,682 (1,407)	45 (44)	7 (6)	1,730.5 (1,454.0)
その他	4,839.0 (4,735.0)	898 (919)	23 (26)	934 (952)	24 (25)	7 (8)	2,768.5 (2,832.5)	254 (235)	11 (11)	656 (642)	23 (20)	1 (0)	1,187.0 (1,133.0)	807 (697)	71 (67)	11 (11)	883.5 (769.5)
電気・ガス・熱供給・ 水道業	1,758.5 (1,712.5)	372 (376)	8 (17)	435 (441)	10 (4)	4 (4)	1,194.0 (1,214.0)	75 (62)	2 (2)	143 (139)	1 (1)	0 (0)	295.5 (265.5)	249 (216)	19 (16)	2 (2)	269.0 (233.0)
情報通信業	28,160.5 (26,650.5)	5,718 (5,574)	222 (198)	5,052 (4,977)	143 (147)	29 (35)	16,796.0 (16,414.0)	555 (674)	11 (8)	1,196 (1,094)	33 (42)	1 (0)	2,334.0 (2,471.0)	8,419 (7,197)	540 (515)	143 (107)	9,030.5 (7,765.5)
運輸業、郵便業	14,610.0 (13,785.5)	2,499 (2,446)	168 (156)	3,186 (3,031)	210 (227)	89 (66)	8,501.5 (8,225.5)	517 (515)	54 (40)	2,278 (2,064)	207 (202)	12 (14)	3,475.5 (3,242.0)	2,242 (1,966)	328 (297)	126 (110)	2,633.0 (2,318.0)
卸売業、小売業	32,861.0 (31,913.5)	4,710 (4,634)	522 (534)	5,151 (5,161)	595 (604)	365 (284)	15,573.0 (15,407.0)	1,306 (1,247)	167 (169)	5,532 (5,477)	788 (736)	43 (60)	8,726.5 (8,538.0)	6,412 (6,025)	1,730 (1,619)	839 (649)	8,561.5 (7,968.5)
金融業、保険業	15,353.5 (15,173.5)	3,267 (3,365)	105 (101)	3,816 (3,948)	94 (88)	24 (15)	10,514.0 (10,830.5)	283 (280)	7 (7)	882 (825)	12 (6)	0 (0)	1,461.0 (1,395.0)	3,256 (2,842)	114 (100)	17 (12)	3,378.5 (2,948.0)
不動産業、物品賃貸業	6,243.5 (5,662.0)	1,120 (1,043)	131 (106)	1,293 (1,257)	140 (109)	63 (54)	3,765.5 (3,530.5)	135 (118)	11 (8)	477 (407)	37 (40)	0 (0)	776.5 (671.0)	1,482 (1,263)	180 (175)	79 (45)	1,701.5 (1,460.5)
学術研究、専門・技術サービス業	21,906.0 (20,117.0)	3,329 (3,157)	290 (248)	3,580 (3,460)	269 (263)	137 (101)	10,731.0 (10,204.0)	782 (766)	70 (67)	3,128 (2,915)	359 (350)	17 (3)	4,950.0 (4,690.5)	5,375 (4,463)	705 (663)	290 (193)	6,225.0 (5,222.5)
宿泊業、飲食サービス業	7,991.0 (7,729.5)	693 (701)	251 (233)	840 (855)	279 (306)	217 (147)	2,725.0 (2,716.5)	526 (551)	151 (151)	1,915 (1,886)	666 (633)	49 (38)	3,475.5 (3,474.5)	1,004 (912)	612 (513)	349 (227)	1,790.5 (1,538.5)
生活関連サービス業、 娯楽業	3,598.5 (3,487.5)	444 (431)	90 (89)	522 (494)	114 (117)	53 (39)	1,583.5 (1,523.0)	182 (178)	33 (33)	633 (690)	109 (103)	10 (11)	1,089.5 (1,136.0)	622 (575)	248 (218)	111 (71)	925.5 (828.5)
教育・学習支援業	3,727.5 (3,702.0)	704 (701)	63 (81)	625 (659)	70 (68)	17 (14)	2,139.5 (2,183.0)	105 (109)	6 (4)	242 (236)	23 (22)	1 (3)	470.0 (470.5)	857 (816)	238 (218)	46 (29)	1,118.0 (1,048.5)
医療、福祉	13,004.0 (12,407.0)	1,864 (1,780)	400 (373)	2,259 (2,233)	428 (429)	199 (136)	6,700.5 (6,448.5)	334 (351)	124 (128)	1,462 (1,353)	505 (512)	28 (41)	2,520.5 (2,459.5)	2,430 (2,168)	1,201 (1,219)	304 (224)	3,783.0 (3,499.0)
複合サービス業	669.0 (558.0)	92 (88)	21 (16)	119 (100)	9 (6)	3 (1)	330.0 (295.5)	12 (12)	5 (7)	50 (52)	44 (22)	1 (0)	101.5 (94.0)	124 (107)	111 (60)	5 (3)	237.5 (168.5)
サービス業	53,507.0 (50,221.0)	8,134 (7,881)	1,070 (1,024)	8,452 (8,270)	1,276 (1,312)	535 (443)	26,695.5 (25,933.5)	2,155 (1,980)	138 (117)	5,399 (5,143)	692 (639)	40 (38)	10,213.0 (9,558.5)	14,051 (12,534)	2,173 (1,941)	749 (508)	16,598.5 (14,729.0)

注 1(1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	企業数	雇用率の基礎となる労働者数	対前年増減数	障害者の数(注)	対前年増減数	実雇用率(%)	対前年増減(p)	法定雇用率
	59	5,030,261	50,595	51,338	1,458	1.02	0.02	1.5%
	60	5,430,210	399,949	56,468	5,130	1.04	0.02	
	61	5,482,377	52,167	56,985	517	1.04	0.00	
	62	5,635,133	152,756	57,509	524	1.02	▲ 0.02	▼
	63	5,772,004	136,871	60,622	3,113	1.05	0.03	1.6%
平成元年	10,398	5,984,760	212,756	62,558	1,936	1.05	0.00	
	2	6,269,853	285,093	65,154	2,596	1.04	▲ 0.01	
	3	6,575,650	305,797	68,888	3,734	1.05	0.01	
	4	6,800,429	224,779	74,783	5,895	1.10	0.05	
	5	6,841,465	41,036	79,598	4,815	1.16	0.06	
	6	6,742,262	▲ 99,203	81,620	2,022	1.21	0.05	
	7	6,618,912	▲ 123,350	81,828	208	1.24	0.03	
	8	6,601,324	▲ 17,588	83,139	1,311	1.26	0.02	
	9	6,577,421	▲ 23,903	83,589	450	1.27	0.01	
	10	6,530,362	▲ 47,059	83,823	234	1.28	0.01	▼
	11	6,420,510	▲ 109,852	83,643	▲ 180	1.30	0.02	1.8%
	12	6,305,043	▲ 115,467	82,843	▲ 800	1.31	0.01	
	13	6,301,577	▲ 3,466	83,401	558	1.32	0.01	
	14	6,221,296	▲ 80,281	81,950	▲ 1,451	1.32	0.00	
	15	6,232,528	11,232	83,147	1,197	1.33	0.01	
	16	6,506,784	274,256	87,701	4,554	1.35	0.02	
	17	6,653,770	146,986	92,828	5,127	1.40	0.05	
	18	6,916,486	262,716	99,456.0	6,628.0	1.44	0.04	
	19	7,331,414	414,928	107,158.0	7,702.0	1.46	0.02	
	20	7,920,678	589,264	119,837.5	12,679.5	1.51	0.05	
	21	7,932,919	12,241	124,147.0	4,309.5	1.56	0.05	
	22	7,786,840	▲ 146,079	126,903.5	2,756.5	1.63	0.07	
	23	8,411,528.0	624,688.0	135,469.0	8,565.5	1.61	▲ 0.02	
	24	8,544,360.0	132,832.0	141,453.5	5,984.5	1.66	0.05	▼
	25	8,696,239.5	151,879.5	149,245.0	7,791.5	1.72	0.06	2.0%
	26	8,907,252.0	211,012.5	157,884.5	8,639.5	1.77	0.05	
	27	9,149,212.0	241,960.0	165,978.0	8,093.5	1.81	0.04	
	28	9,409,842.5	260,630.5	173,570.0	7,592.0	1.84	0.03	
	29	9,644,448.0	234,605.5	180,965.0	7,395.0	1.88	0.04	▼
	30	9,967,709.5	323,261.5	193,794.0	12,829.0	1.94	0.06	2.2%
令和元年	21,184	10,204,603.0	236,893.5	204,464.5	10,670.5	2.00	0.06	
	2年	10,351,904.0	147,301.0	211,492.0	7,027.5	2.04	0.04	▼
	3年	10,506,667.5	154,763.5	219,531.5	8,039.5	2.09	0.05	2.3%
	4年	10,651,712.5	145,045.0	228,475.5	8,944.0	2.14	0.05	
	5年	10,825,527.5	173,815.0	239,332.0	10,856.5	2.21	0.07	▼
	6年	11,021,388.5	195,861.0	251,901.0	12,569.0	2.29	0.08	2.5%
	7年	11,425,413.0	404,024.5	263,341.0	11,440.0	2.30	0.01	▼

注

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である

短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率 未達成企業の数	②不足数							③ 障害者の数が50人 である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上
規模計	17,585 (100.0%)	9,419 (53.6%)	4,161 (23.7%)	1,767 (10.0%)	1,067 (6.1%)	983 (5.6%)	145 (0.8%)	31 (0.2%)	12 (0.1%)
40-100人未満	8,982 (51.1%)	7,524 (83.8%)	1,458 (16.2%)	—	—	—	—	—	—
100-300人未満	5,558 (31.6%)	1,463 (26.3%)	2,218 (39.9%)	1,187 (21.4%)	510 (9.2%)	180 (3.2%)	—	—	—
300-500人未満	1,351 (7.7%)	191 (14.1%)	242 (17.9%)	306 (22.6%)	293 (21.7%)	312 (23.1%)	7 (0.5%)	—	—
500-1,000人未満	973 (5.5%)	151 (15.5%)	155 (15.9%)	184 (18.9%)	176 (18.1%)	273 (28.1%)	33 (3.4%)	1 (0.1%)	—
1,000人以上	721 (4.1%)	90 (12.5%)	88 (12.2%)	90 (12.5%)	88 (12.2%)	218 (30.2%)	105 (14.6%)	30 (4.2%)	12 (1.7%)
									9,735 (55.4%)
									8,493 (94.6%)
									1,228 (22.1%)
									10 (0.7%)
									4 (0.4%)
									0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	6,059	12,285	1,114	40,793	29,763	90,014
	(5,795)	(12,038)	(1,080)	(40,263)	(28,888)	(88,064)

注「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40～ 100人未満	175 (186)	212 (224)	48 (42)	977 (998)	1,044 (1,055)	2,456 (2,505)
100～ 300人未満	462 (471)	633 (660)	78 (77)	2,729 (2,917)	2,484 (2,677)	6,386 (6,802)
300～ 500人未満	316 (320)	471 (479)	57 (61)	1,838 (1,983)	1,649 (1,632)	4,331 (4,475)
500～ 1000人未満	577 (638)	973 (1,028)	106 (113)	3,238 (3,410)	2,851 (2,899)	7,745 (8,088)
1,000人以上	4,529 (4,180)	9,996 (9,647)	825 (787)	32,011 (30,955)	21,735 (20,625)	69,096 (66,194)

注 1(6)①の表と同じ。

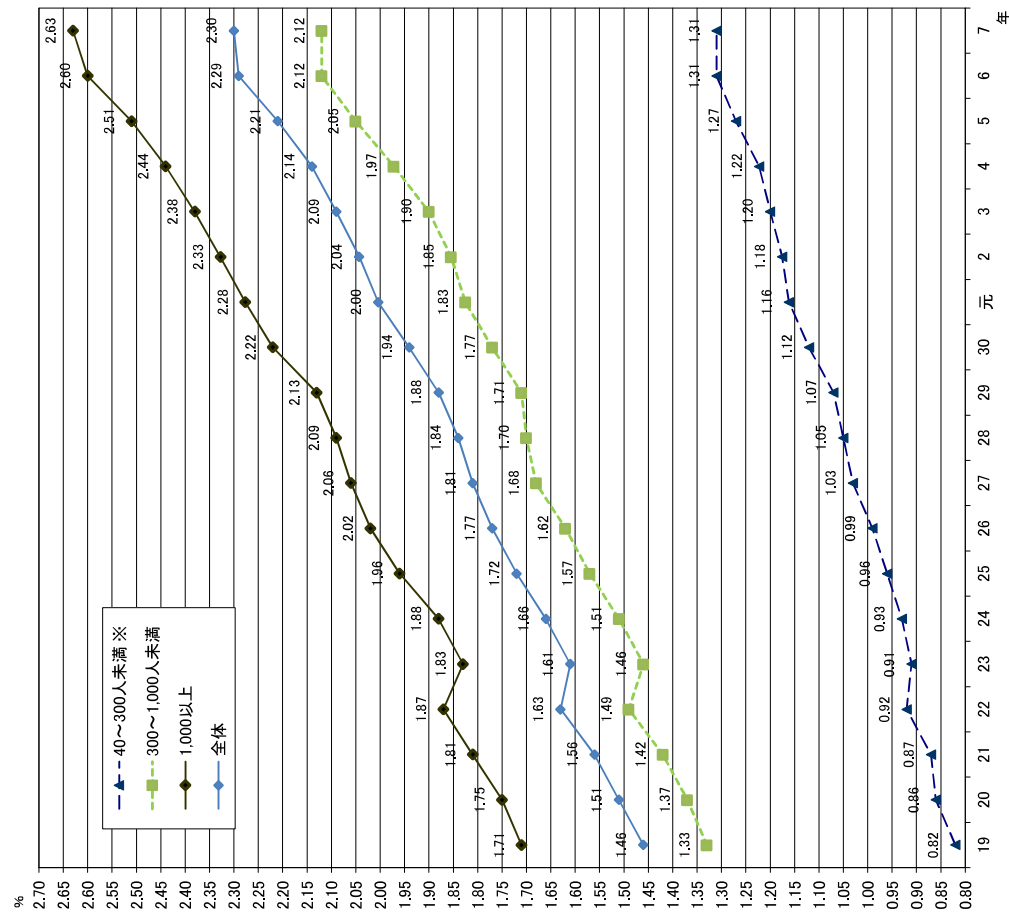
③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	1 (2)	1 (1)	0 (0)	6 (9)	10 (9)	18 (21)
鉱業、採石業、 砂利採取業	5 (3)	16 (10)	0 (0)	42 (41)	24 (20)	87 (74)
建設業	215 (183)	388 (366)	55 (56)	1,630 (1,512)	1,460 (1,395)	3,748 (3,512)
製造業	971 (946)	3,461 (3,608)	257 (241)	8,581 (8,875)	5,947 (5,956)	19,217 (19,626)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	39 (45)	61 (67)	9 (9)	308 (373)	201 (249)	618 (743)
情報通信業	948 (934)	1,318 (1,249)	100 (99)	4,578 (4,567)	3,232 (3,183)	10,176 (10,032)
運輸業、郵便業	245 (232)	599 (587)	75 (76)	2,267 (2,272)	1,803 (1,841)	4,989 (5,008)
卸売業、小売業	620 (636)	1,292 (1,215)	128 (128)	4,097 (4,146)	3,299 (3,421)	9,436 (9,546)
金融業、保険業	468 (447)	1,346 (1,364)	62 (64)	3,434 (3,362)	1,677 (1,643)	6,987 (6,880)
不動産業、物品賃貸業	165 (154)	234 (204)	26 (31)	1,100 (1,065)	961 (865)	2,486 (2,319)
学術研究 ・専門・技術サービス業	521 (508)	885 (857)	59 (71)	3,152 (3,295)	2,056 (2,057)	6,673 (6,788)
宿泊業、 飲食サービス業	101 (100)	311 (310)	40 (43)	633 (678)	722 (684)	1,807 (1,815)
生活関連サービス業、 娯楽業	72 (77)	139 (163)	17 (9)	437 (424)	355 (329)	1,020 (1,002)
教育・学習支援業	122 (113)	134 (120)	20 (19)	573 (593)	467 (458)	1,316 (1,303)
医療、福祉	553 (542)	354 (349)	69 (64)	1,977 (1,989)	1,349 (1,324)	4,302 (4,268)
複合サービス事業	11 (13)	19 (13)	3 (3)	92 (92)	81 (76)	206 (197)
サービス業	1,002 (860)	1,727 (1,555)	194 (167)	7,886 (6,970)	6,119 (5,378)	16,928 (14,930)

注 1(6)①の表と同じ。

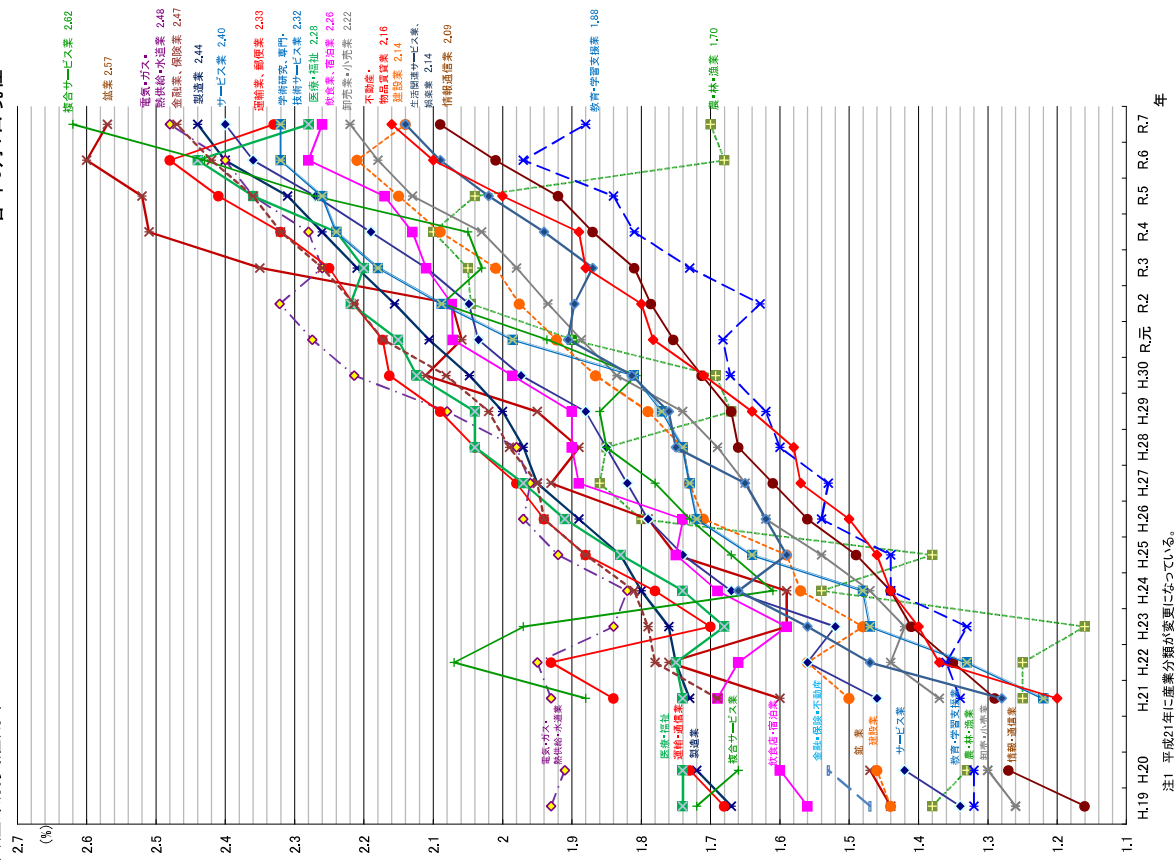
2 民間企業における実雇用率等の推移(グラフ)

(1) 企業規模別実雇用率

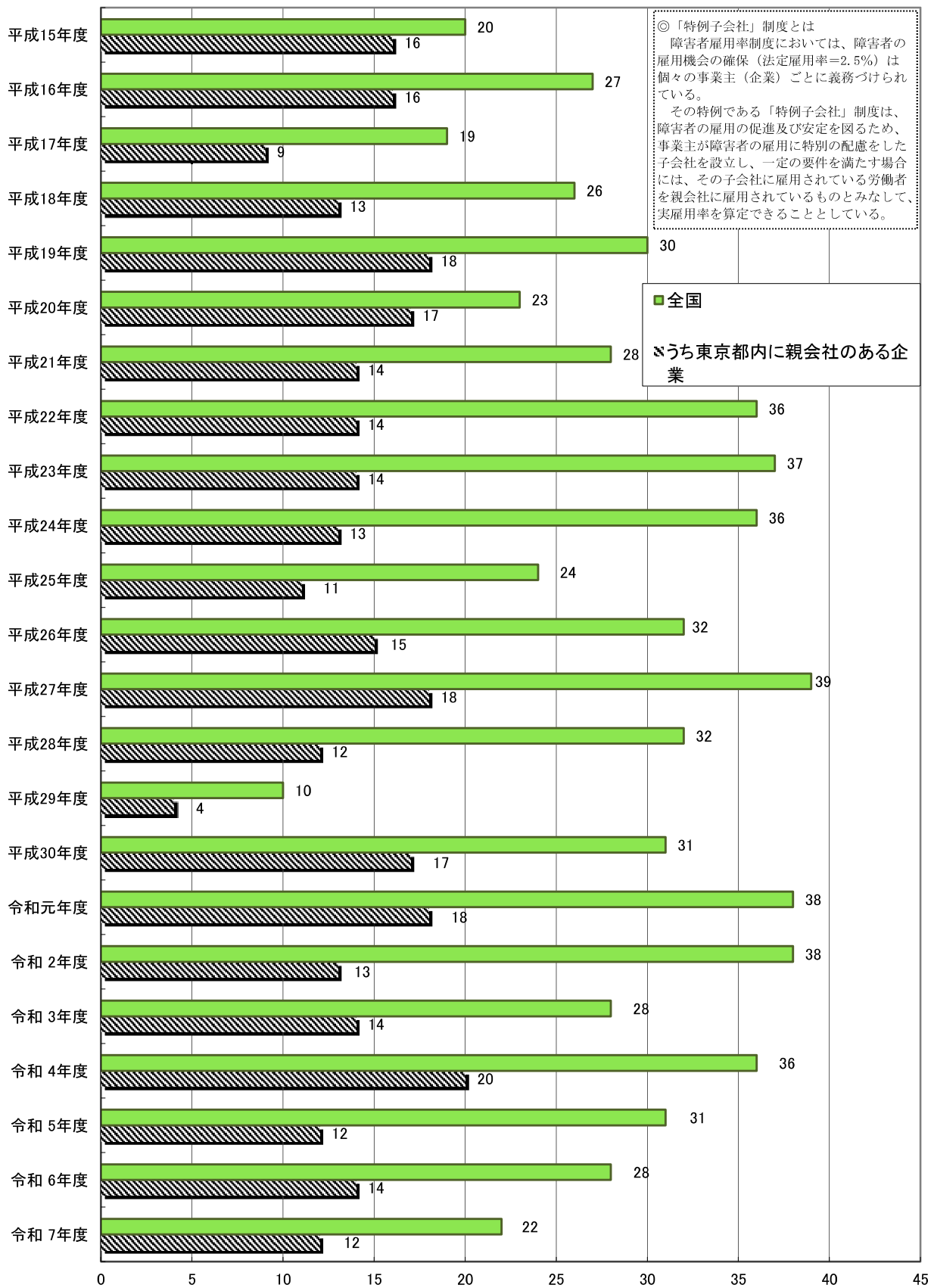


※24年までは56～300人未満
 ※25年から29年までは50～300人未満
 ※30年から2年までは45.5～300人未満
 ※3年から5年までは43.5～300人未満
 ※6年からは40～300人未満

(2) 産業別実雇用率



(3)特例子会社の年度別設立件数



令和7年6月1日現在の数値

※令和7年6月1日現在の特例子会社数
全国：631社
（うち東京都内に親会社のある企業：307社）

3 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.8%が適用される地方公共団体

① 概況

区分	①機関数 (機関)	③障害者の数(人)					④実雇用率 F÷②×100 (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数	
		②法定雇用障 害者の算定 基礎となる 職員数(人) (注1)	A.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者 者(注3)	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者等 のある短時間勤 務職員(注3)	C.重度身体障 害者、重度知 的障害者、 身体障害者、 及び知的障 害者である短 時間勤務職 員(注3)	D.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者等 のある特定短時 間勤務職員 (注3)				F. 計 A+D+B+C (X+E)× 0.3(注2)
都の機関	9	37,181.0	282	53	560	46	0	1,200.0	79.0	0.0
	(9)	(35,429.0)	(281)	(46)	(543)	(51)	(1)	(1,177.0)	(66.5)	(0.0)
区の機関	27	86,415.0	432	183	1,053	92	30	2,161.0	206.5	258.0
	(27)	(78,829.0)	(438)	(144)	(1,006)	(77)	(14)	(2,071.5)	(183.5)	(139.5)
市町村の機関	46	37,814.5	210	89	429	55	8	969.5	89.5	97.0
	(46)	(35,717.5)	(209)	(62)	(418)	(46)	(4)	(923.0)	(97.5)	(85.0)
計	82	161,410.5	924	325	2,042	193	38	4,330.5	375.0	355.0
	(82)	(149,975.5)	(928)	(252)	(1,967)	(174)	(19)	(4,171.5)	(347.5)	(224.5)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとされている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。
- 6 ⑥欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から③F欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

② 障害種別在職状況

区分	①障害者の 数(人) (注1)	②身体障害者の数(人)				③知的障害者の数(人)				④精神障害者の数(人)											
		a. 重度身体 障害者 (注4)	b. 重度身体 障害者であ る短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者 である短 時間勤務職 員(注4)	e. 重度身体 障害者であ る特定短時間 勤務職員(注4)	f. 計 a×b+b+c +(d+e)× 0.5 (注2)(注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	a. 重度知的 障害者 (注4)	b. 重度知的 障害者であ る短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度以外の 知的障害者 である短 時間勤務職 員(注4)	e. 重度知的 障害者であ る特定短時間 勤務職員(注4)	f. 計 a×b+b+c +(d+e)× 0.5 (注2)(注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	c. 精神障害 者 (注4)	d. 精神障害 者である短 時間労働者 (注4)	e. 精神障害 者である特 定短時間労働者 (注4)	f. 計 c+d+e× 0.5 (注3)	g. うち新規 雇用分 (注5)	
都の機関	1,200.0 (1,177.0)	282 (281)	38 (29)	309 (310)	35 (40)	0 (0)	928.5 (921.0)	35.5 (20.5)	0 (0)	0 (0)	36 (32)	11 (11)	0 (0)	41.5 (37.5)	8.5 (13.5)	215 (201)	15 (17)	0 (1)	230.0 (218.5)	0 (1)	35.0 (32.5)
	2,161.0 (2,071.5)	424 (431)	55 (45)	500 (523)	76 (82)	11 (9)	1,446.5 (1,465.5)	70.0 (65.0)	8 (7)	4 (3)	31 (27)	16 (15)	0 (0)	59.0 (51.5)	10.0 (9.5)	522 (456)	124 (96)	19 (5)	655.5 (554.5)	19 (5)	126.5 (109.0)
市町村の機関	969.5 (923.0)	210 (209)	22 (18)	267 (256)	42 (34)	2 (0)	731.0 (709.0)	48.5 (46.5)	0 (0)	2 (2)	10 (10)	13 (12)	0 (0)	18.5 (18.0)	1.0 (3.5)	152 (152)	65 (42)	6 (4)	220.0 (196.0)	6 (4)	40.0 (47.5)
	4,330.5 (4,171.5)	916 (921)	115 (92)	1,076 (1,089)	153 (136)	13 (9)	3,106.0 (3,095.5)	154.0 (132.0)	8 (7)	6 (5)	77 (69)	40 (38)	0 (0)	119.0 (107.0)	19.5 (26.5)	889 (809)	204 (155)	25 (10)	1,105.5 (969.0)	25 (10)	201.5 (189.0)
計																					

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④F欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③F欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者である短時間勤務職員並びに②③②e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、②③b欄及び②③d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び②③のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び②③のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 5 ②③④e欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。
- 7 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】地方公共団体における障害者別の雇用身体障害者数

計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・そ しゃく	肢体不自由				内部障害				※要人数				
				上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	移動機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害		小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
2,273	103	77	210	22	279	567	143	136	55	354	187	6	79	18	22	15

(2) 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)(注 1)	③障害者の数(人) (注2)		④実雇用率 ③÷②× 100(%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
				うち新規雇用 分			
東京都教育委員会	1	59,409.0	993.0	101.0	1.67	▲ 0.28	611.0
	(1)	(50,548.0)	(985.5)	(72.5)	(1.95)	(0.00)	(378.5)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

3 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

4 () 内は、令和6年6月1日現在の数値である。

5 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 東京都の機関の状況(法定雇用率2.8%)

都の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備 考
1 知 事 部 局	23,705.0	764.0	3.22	0.0	
2 議 会 局	159.5	5.0	3.13	0.0	
3 人 事 委 員 会	63.5	5.0	7.87	0.0	
4 監 査 事 務 局	90.0	5.0	5.56	0.0	
5 交 通 局	2,751.5	95.5	3.47	0.0	
6 水 道 局	2,947.0	83.0	2.82	0.0	
7 下 水 道 局	1,690.0	61.5	3.64	0.0	
8 警 視 庁	4,856.5	145.0	2.99	0.0	
9 東 京 消 防 庁	918.0	36.0	3.92	0.0	
東京都の機関合計	37,181.0	1,200.0	3.23	0.0	

(2) 区市町村の機関の状況(法定雇用率2.8%)

区の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備 考
1 千代田区	1,573.5	43.5	2.76	0.5	特例承認あり(注4)
2 中央区	2,066.0	51.5	2.49	5.5	特例承認あり(注4)
3 港区	2,522.5	73.0	2.89	0.0	特例承認あり(注4)
4 新宿区	3,769.0	83.0	2.20	22.0	特例承認あり(注4)
5 文京区	3,211.5	65.5	2.04	23.5	特例承認あり(注4)
6 台東区	2,426.5	64.5	2.66	2.5	特例承認あり(注4)
7 墨田区	2,607.5	74.5	2.86	0.0	特例承認あり(注4)
8 江東区	3,426.5	92.0	2.68	3.0	特例承認あり(注4)
9 品川区	3,924.5	79.0	2.01	30.0	特例承認あり(注4)
10 目黒区	2,909.0	65.5	2.25	15.5	特例承認あり(注4)
11 大田区	5,481.0	122.5	2.23	30.5	特例承認あり(注4)
12 世田谷区	7,360.5	193.0	2.62	13.0	特例承認あり(注4)
13 渋谷区	2,412.5	67.0	2.78	0.0	特例承認あり(注4)
14 中野区	2,586.0	67.5	2.61	4.5	特例承認あり(注4)
15 杉並区	4,912.5	115.0	2.34	22.0	特例承認あり(注4)
16 豊島区	2,898.0	69.5	2.40	11.5	特例承認あり(注4)
17 北区	3,333.0	78.0	2.34	15.0	特例承認あり(注4)
18 荒川区	2,996.0	72.5	2.42	10.5	特例承認あり(注4)
19 板橋区	4,422.0	111.0	2.51	12.0	特例承認あり(注4)
20 練馬区	5,270.0	151.5	2.87	0.0	特例承認あり(注4)
21 足立区	5,448.0	146.0	2.68	6.0	特例承認あり(注4)(注6①)
22 葛飾区	4,288.0	111.5	2.60	8.5	特例承認あり(注4)
23 江戸川区	5,106.0	125.0	2.45	17.0	特例承認あり(注4)
24 特別区人事・厚生事務組合	270.5	12.0	4.44	0.0	特例承認あり(注4)
25 特別区競馬組合	90.0	2.0	2.22	0.0	
26 東京23区清掃一部事務組合	1,022.5	25.0	2.44	3.0	
27 東京都後期高齢者医療広域連合	82.0	0.0	0.00	2.0	
区の機関の合計	86,415.0	2,161.0	2.50	258.0	

市町村の機関	①法定雇用障害数の算定の 基礎となる職員数(人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数	備 考
1 八王子市	4,192.0	119.0	2.84	0.0	特例承認あり(注4)
2 立川市	1,233.0	37.0	3.00	0.0	
3 立川市教育委員会	256.5	8.0	3.12	0.0	
4 武蔵野市	1,372.0	39.5	2.88	0.0	特例承認あり(注4)
5 三鷹市	1,212.5	34.0	2.80	0.0	
6 三鷹市教育委員会	280.5	8.0	2.85	0.0	
7 青梅市	1,079.5	28.0	2.59	2.0	特例承認あり(注4)
8 市立青梅総合医療センター	700.5	13.0	1.86	6.0	
9 府中市	1,928.0	44.5	2.31	8.5	特例承認あり(注4)
10 昭島市	944.0	23.0	2.44	3.0	特例承認あり(注4)
11 調布市	1,304.5	32.0	2.45	4.0	特例承認あり(注4)
12 町田市	3,666.5	88.0	2.40	14.0	特例承認あり(注4)
13 小金井市	1,024.0	27.0	2.64	1.0	特例承認あり(注4)(注6②)
14 小平市	983.5	27.5	2.80	0.0	
15 小平市教育委員会	291.5	10.0	3.43	0.0	
16 日野市	2,009.5	42.0	2.09	14.0	特例承認あり(注4)
17 東村山市	948.0	27.0	2.85	0.0	
18 東村山市教育委員会	207.0	11.5	5.56	0.0	
19 国分寺市	1,076.5	34.0	3.16	0.0	特例承認あり(注4)
20 国立市	955.0	26.0	2.72	0.0	特例承認あり(注4)
21 福生市	513.5	12.0	2.34	2.0	特例承認あり(注4)
22 狛江市	624.0	20.0	3.21	0.0	特例承認あり(注4)
23 東大和市	664.5	18.0	2.71	0.0	特例承認あり(注4)
24 清瀬市	581.0	18.5	3.18	0.0	特例承認あり(注4)
25 東久留米市	925.0	26.5	2.86	0.0	特例承認あり(注4)
26 武蔵村山市	604.5	11.0	1.82	5.0	特例承認あり(注4)
27 多摩市	1,113.0	29.5	2.65	1.5	特例承認あり(注4)
28 稲城市	1,199.0	23.0	1.92	10.0	特例承認あり(注4)
29 羽村市	482.5	12.5	2.59	0.5	特例承認あり(注4)
30 あきる野市	689.0	14.5	2.10	4.5	特例承認あり(注4)
31 西東京市	1,697.5	44.5	2.62	2.5	特例承認あり(注4)
32 瑞穂町	307.5	5.0	1.63	3.0	
33 日の出町	207.0	5.0	2.42	0.0	
34 檜原村	80.0	1.0	1.25	1.0	(注6③)
35 奥多摩町	88.0	2.0	2.27	0.0	
36 大島町	180.5	3.0	1.66	2.0	
37 新島村	164.5	3.0	1.82	1.0	
38 神津島村	134.0	3.0	2.24	0.0	
39 三宅村	94.0	1.0	1.06	1.0	
40 八丈町	153.5	3.0	1.95	1.0	
41 小笠原村	141.0	0.0	0.00	3.0	
42 福生病院企業団	321.0	10.0	3.12	0.0	
43 阿伎留病院企業団	341.5	8.5	2.49	0.5	(注6④)
44 昭和病院企業団	719.5	14.0	1.95	6.0	
45 八丈町公営企業	70.5	1.0	1.42	0.0	
46 東京市町村総合事務組合	54.0	1.0	1.85	0.0	
市町村の機関の合計	37,814.5	969.5	2.56	97.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 （注4）の機関は、特例認定を受けている。
- 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)			
千代田区	千代田区教育委員会			
中央区	中央区教育委員会			
港区	港区教育委員会			
新宿区	新宿区教育委員会			
文京区	文京区教育委員会	文京区議会	文京区監査委員	文京区選挙管理委員会
台東区	台東区教育委員会	台東区議会	台東区監査委員	台東区選挙管理委員会
墨田区	墨田区教育委員会			
江東区	江東区教育委員会	江東区議会	江東区監査委員	江東区選挙管理委員会
品川区	品川区教育委員会	品川区議会	品川区監査委員	品川区選挙管理委員会
目黒区	目黒区教育委員会			
大田区	大田区教育委員会			
世田谷区	世田谷区教育委員会	世田谷区議会	世田谷区監査委員	世田谷区選挙管理委員会
渋谷区	渋谷区教育委員会	渋谷区議会事務局	渋谷区監査委員事務局	渋谷区選挙管理委員会事務局
中野区	中野区教育委員会			
杉並区	杉並区教育委員会			
豊島区	豊島区教育委員会			
北区	北区教育委員会			
荒川区	荒川区教育委員会	荒川区監査委員		
板橋区	板橋区教育委員会			
練馬区	練馬区教育委員会			
足立区	足立区教育委員会	足立区選挙管理委員会事務局	足立区監査事務局	足立区区議会事務局
葛飾区	葛飾区教育委員会			
江戸川区	江戸川区教育委員会			
特別区人事・厚生事務組合	特別区人事委員会			
八王子市	八王子市教育委員会			
武蔵野市	武蔵野市教育委員会	武蔵野市水道部		
青梅市	青梅市教育委員会			
府中市	府中市教育委員会			
昭島市	昭島市教育委員会			
調布市	調布市教育委員会			
町田市	町田市教育委員会	町田市民病院		
小金井市	小金井市教育委員会			
日野市	日野市教育委員会	日野市立病院		
国分寺市	国分寺市教育委員会			
国立市	国立市教育委員会			
福生市	福生市教育委員会			
狛江市	狛江市教育委員会			
東大和市	東大和市教育委員会			
清瀬市	清瀬市教育委員会			
東久留米市	東久留米市教育委員会			
武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会			
多摩市	多摩市教育委員会			
稲城市	稲城市教育委員会	稲城市立病院		
羽村市	羽村市教育委員会			
あきる野市	あきる野市教育委員会			
西東京市	西東京市教育委員会			

- 5 一覧表にない機関においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が36.0人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の雇用義務が発生していないため、省略した。
- 6 ①足立区においては12月1日時点において、障害者の数154.0人、実雇用率2.79%、不足数0.0人となっている。
- ②小金井市においては7月1日時点において、障害者の数30.0人、実雇用率2.91%、不足数0.0人となっている。
- ③檜原村においては10月1日時点において、障害者の数2.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。
- ④阿伎留病院企業団においては10月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.61%、不足数0.0人となっている。

- 7 この集計結果は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

5 独立行政法人等における障害者の雇用状況

(1)概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数 (注1)	③障害者の数(人)							④実雇用率 F÷②×100 (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労 働者 (注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者 (注3)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間 労働者 (注3)	E. 重度身体 障害者、重度 知的障害者及 び精神障害者 である特定短 時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E) ×0.5 (注2)	G. うち新規 雇用分 (注6)		
独立行政法人等 〔2.8%〕	74	208,724.0	1,125	305	2,861	154	46	5,516.0	670.0	2.64	▲ 0.20
	(75)	(189,360.5)	(1,137)	(280)	(2,735)	(145)	(31)	(5,377.0)	(620.0)	(2.84)	(0.06)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 (1)の表には、(2)の地方独立行政法人等の各機関を含んでいる。
- 6 この集計は、令和7年11月28日時点の集計結果に基づき作成した。

(2)地方独立行政法人等の各機関の状況

法人名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人) (注1)	②障害者数(人) (注2)	③実雇用率(%)	④不足数(人) (注3)	備考
1 東京都住宅供給公社	1,348.0	40.0	2.97	0.0	
2 東京都健康長寿医療センター	1,064.0	26.0	2.44	3.0	注5
3 東京都立産業技術研究センター	392.0	10.0	2.55	0.0	
4 東京都立大学法人	1,263.0	23.0	1.82	12.0	注6
5 東京都立病院機構	10,760.5	205.0	1.91	96.0	
地方独立行政法人等の合計	14,827.5	304.0	2.05	111.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 区市町村土地開発公社については、労働者数がいずれも36人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。
- 5 東京都健康長寿医療センターにおいては11月17日時点において、障害者の数29.5人、実雇用率2.79%、不足数0.0人となっている。
- 6 東京都立大学法人においては12月1日時点において、障害者の数35.5人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となっている。

【参考】独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数(地方独立行政法人等含む)

※実人員

独立行政法人等	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語 ・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
	2,416	159	254	42	1,198	763